

## 「ながさき結婚・子育て応援宣言」実施要領

### 1 趣旨

県は、個人の考え方や価値観などを尊重しながら行う、従業員等に対する結婚に向けた後押しや安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりに取り組む企業・団体等を募集し、各企業・団体等が主体的に定めた行動指針を「ながさき結婚・子育て応援宣言」(以下「応援宣言」という。)としてとりまとめ、県民に広く周知することにより、社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを応援する機運の醸成を図る。

### 2 定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 企業等 県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する事業主
- (2) 宣言団体 応援宣言を県に登録した企業等

### 3 応援宣言

応援宣言の登録を希望する企業等は、従業員の結婚、妊娠・出産、子育てを応援するため、以下の各号に掲げるすべての項目について宣言を行う。

- (1) 結婚・子育てに関すること
- (2) ワーク・ライフ・バランスに関すること
- (3) イクボスに関すること

### 4 応募・登録

登録手続きについては、以下の各号のとおりとする。

- (1) 登録を希望する企業等は、「ながさき結婚・子育て応援宣言」ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)の専用フォームに必要事項を記載し、県に応募する。
- (2) 県は、前号の応募内容を確認し、必要に応じ修正のうえ、前号の企業等の概要及び応援宣言を登録する。
- (3) 前号の登録は、ウェブサイトにおける公表をもって完了する。
- (4) 登録の変更手続きについては、前3号を準用する。

### 5 宣言団体の責務及び特典

宣言団体の責務及び特典は、次のとおりとする。

- (1) 宣言団体は、応援宣言の実践に努める。
- (2) 宣言団体は、応援宣言のロゴマーク(別紙様式1)を自由に活用できるものとする。
- (3) その他、宣言団体への特典は別に定めるとおりとする。

### 6 登録の取り消し

宣言団体に関し、結婚・子育てを応援する企業等としてふさわしくない事実が判明した場合、県は宣言団体の登録を取り消すことができる。

### 7 所掌

この要領に関する事務は、長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課において所掌し、庁内関係課と共有する。

### 8 その他

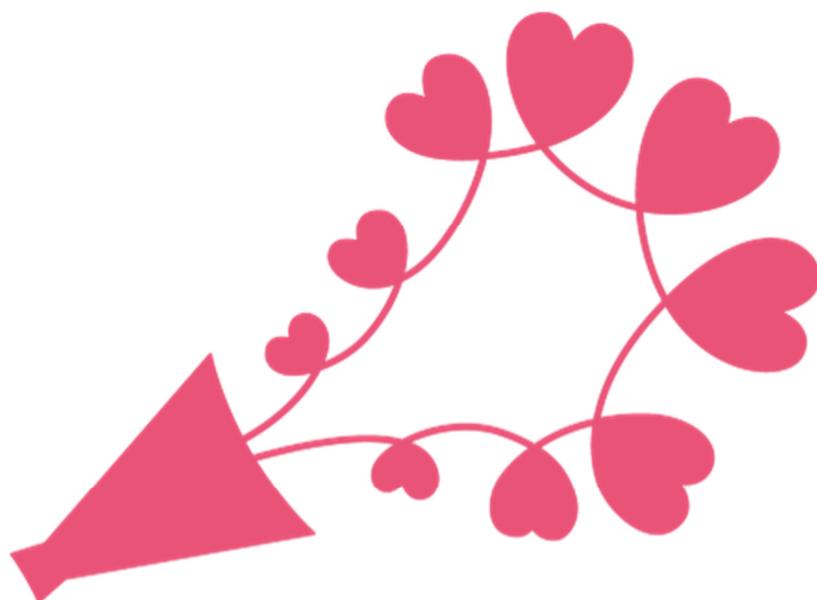
この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

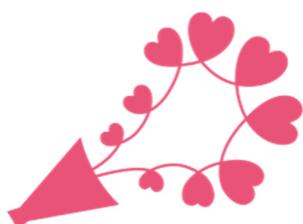
(別紙様式1) ながさき結婚・子育て応援宣言 ロゴマーク

【パターン1】



ながさき結婚・子育て応援宣言

【パターン2】



ながさき  
結婚・子育て応援宣言

【パターン3】



ながさき結婚・子育て応援宣言